

製品含有化学物質の管理および
情報伝達・開示に関するガイダンス
— 電線・ケーブル版 —

REACH 規則への
電線業界統一対応ガイダンス

(第5版)

2012 年 1 月 25 日

社団法人日本電線工業会
一般社団法人 電線総合技術センター
「化学物質規制調査研究会」



2012年1月24日
アーティクルマネジメント推進協議会

アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）は、以下の文書について、JAMP 理念や製品含有化学物質管理ガイドライン（第2版）等との整合を確認しました。所定の手続きに従い、製品含有化学物質管理ガイドラインの補足文書として推奨します。

当該文書が、サプライチェーン全体を通じた製品含有化学物質管理の実践のために広く活用、尊重されることが重要であると考えます。

【推奨の条件】

●推奨する文書

文書名： 製品含有化学物質の管理および情報伝達・開示に関するガイドンス
電線・ケーブル版 -REACH 規則への電線業界統一対応ガイドンス-
発行者： 社団法人 日本電線工業会・一般社団法人 電線総合技術センター
発行日： 2012年1月25日発行
版数： 第5版

●推奨する文書の適用範囲

REACH 規則への対応

●推奨の依拠とする文書

製品含有化学物質管理ガイドライン（第2版、2008年3月31日発行）
その他の管理ガイドラインに関連する文書（2012年1月24日現在、発行済みの文書）

本推奨は、上記の条件におけるものです。推奨文書または依拠文書の改訂等が行われた場合には、本推奨についても確認・見直しが行われます。

本書に記載された情報の利用にあたっては各自の判断に基づき行うものとし、アーティクルマネジメント推進協議会はそれによって生じた一切の損害については責任を負いかねます。

目 次

1. はじめに	1
2. 適用範囲	1
3. 用語の定義及び解説	1
4. 参照している規格類	2
5. 電線業界としての基本姿勢	2
6. 対応手順	3
6-1. 報告物質情報の収集	3
6-2. AIS の作成	4
6-3. AIS の提出・保管・維持	5
7. その他	5
7-1. 守秘契約等について	5
7-2. 消費者からの情報要求について	5
7-3. 安全に関する情報収集	6
付表1. 用語解説	6
改訂履歴	9

1. はじめに

REACH 規則は3万種にもおよぶ化学物質の登録法であり、人の健康と環境に及ぼす危険性から選定される高懸念物質(SVHC)が制限・認可を受ける候補物質となり、最終的には 1,000 物質を超えるとも言われている。REACH 規則は EU 域内の輸入業者・生産者を主に対象としているが、日本を含めた EU 域外のメーカーにとり、深刻な貿易障壁となる事が懸念されている。

この化学物質規制に対して、ユーザー(以下、「川下ユーザー」という)の対応策や電線業界への要求レベルも多種多様であり、どのように対応すべきかは電線業界各社共通の悩みと思われる。そして RoHS 指令の時の経験を活かし、電線業界としてまとまった対応をすることは、サプライヤー(以下、「川上メーカー」という)や川下ユーザーにとってもメリットが大きいと考えられる。

また、REACH 規則の前文で「問題となる物質に関する全ての情報の収集と、リスク管理についてのすべての注意事項をサプライチェーン内で伝達すること」が求められており、それらのコミュニケーションが適切にとられることが「人々の健康や環境に有害な影響を与えないこと」にとって必要なことであると明言されている。

ここに電線業界としての REACH 規則における対応ガイドンスを作成し、成形品に含有される化学物質の情報伝達方法や対応手順の統一を目指す。

2. 適用範囲

本ガイドンスの適用対象製品は電線・ケーブル及びその加工品であり、下記に例示する。

- ・電線、ケーブル
- ・コネクタ付きコード
- ・ワイヤーハーネス(組み電線)

[特記1: 原材料、部材等を単独で欧州に輸出するような場合]

下記原材料、部材等を単独で欧州に輸出するような事例は適用範囲外であり、個別に各社で対応していただく。

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・原材料(ゴム、PE、PVC 等) ・電線用部材(テープ類、インク等) ・接続用部材(接着剤等) | } | → 「物質」または「混合物(調剤)」に分類されるため、別途、「登録」等が必要。 |
|--|---|---|

[特記2: 梱包材について]

梱包材については適用範囲外であり、JAMP ガイドンス「製品含有化学物質の管理および情報伝達・開示に関するガイドンスー輸送包装ー」を参考に、個別に各社で対応していただく。

3. 用語の定義及び解説

本ガイドンスに記載の用語を付表1. 用語解説に示す。

4. 参照している規格類

本ガイドンスで参照している規格類の適用版数は以下の通り。

名称	版数	出典
製品含有化学物質管理ガイドライン	第2版	JAMP
JAMP 管理対象物質	Ver.3.0	JAMP
JAMP 物質用途リスト	Ver.1.00	JAMP
JAMP 材質分類リスト	Ver.2.00	JAMP
JAMP MSDSplus	Ver.4.0	JAMP
JAMP AIS	Ver.4.0	JAMP
成形品に含まれる物質に関する 要求事項についてのガイドンス	第2版(2011年4月発行)	欧州化学品庁
製品含有化学物質の管理および情報 伝達・開示に関するガイドンス —輸送包装—	第 1.1 版	JAMP

[参考]JAMP ホームページ: <http://www.jamp-info.com/>

5. 電線業界としての基本姿勢

REACH 規則の成形品に含有される化学物質の情報伝達に関する電線業界としての基本姿勢について下記に示す。

- ①材料の含有物質情報は、川上メーカーから入手した MSDS、MSDSplus および AIS の記載情報とする。
- ②川下ユーザーからの要求に対しては AIS を用いて回答する。
- ③川下ユーザーの要求の有無によらず、物質の含有を確認する分析は原則として行なわない。

[解説]

- 1) 電線業界の REACH 規則に関する情報伝達は、JAMP が提唱している伝達様式(MSDSplus や AIS)を採用することを原則としています。よって、含有情報のソースは「川上メーカーから入手した MSDS、MSDSplus および AIS」としました。また、川下ユーザーへの回答様式は AIS としました。
- 2) 川上メーカーには、材料の場合は MSDS および MSDSplus、部品などの場合は AIS を要求してください。
- 3) 「AIS を用いて回答する」は、あくまでも原則であり、その他(JIG や GADSL、各社独自仕様を用いること)を除外している訳ではありません。川下ユーザーからの、その他の要求には各社判断で個別に対応してください。
- 4) JAMP では、「AIS での情報伝達は、環境や安全性に課題があるとされる物質の含有情報は自ら進んで伝達しようという理念に基づくもの」と考えられています。川上メーカーから入手した情報など、その時点で自社が把握している情報や、自社で保有・蓄積している知見などを加えて、川下ユーザーに伝達するようにしてください。その際、守秘契約などの配慮が必要と思われる。また、加工段階での量の変化や反応による物質の変化(例えば、塗料、接着剤、架橋剤など)の扱いについては、自社が保有する知見に基づき判断してください。

- 5) REACH 規則では「SVHC を 0.1wt%以上含有する場合は、情報を提供すること」が義務づけられています。ここで、「含有量 0.1wt%の分母」は、REACH 規則「成形品に含まれる物質に関する要求事項についてのガイダンス(第2版(2011年4月発行))」に示されているように、「0.1wt%の物質の濃度の閾値は EU 域内で製造又は輸入された成形品に適用される。他のいくつかの法令のような、均質材質や成形品の一部に対してではなく、成形品そのものに対してである。」と定義されています。但し、この分母の考え方は EU の6加盟国による不支持を受けており、将来、この規定が見直され分母の定義が変更される可能性があります。また、RoHS 指令のように法規制により閾値がある物質の場合(例、「カドミウム:0.01wt%(100ppm)以下」)は、①閾値未満であっても既知の含有量を報告する、または②法令に抵触しないことを十分確認し含有なしとして扱う、等の対応が必要です。
- 6)「物質の含有を確認する分析は行なわず、自社が把握している情報、知見に基づき判断して報告を行なう」ことを原則としています。REACH 規則では含有の証明を求めておらず、また対象物質が非常に多種類になることから、現実的に分析は不可能に近いと考えられます。

6. 対応手順

6-1. 報告物質情報の収集

AIS に記述する情報を収集するため、対象製品に関する下記書類を入手する。

①製品(電線)設計書、図面、部品表など

対象製品の構造、使用材料、使用量を把握する。

※原材料、電線用部材、接続用部材等、当該製品に使用される全ての構成材料を対象とする。

②各使用材料の MSDS、MSDSplus または AIS

使用材料毎の MSDS、MSDSplus または AIS を入手し、報告物質および含有量を把握する。

③外注品がある場合は、その部分の AIS

外注工程で製造された部品に含まれる報告物質と含有量を把握する。

[解説]

- 1) 従来の日本国内向け MSDS には、化管法の第一種/第二種指定化学物質、安衛法(MSDS の義務)対象物質、毒劇法特定物質などの法規により記載義務があります。また記載対象物質であっても濃度により、記載義務が発生しない法規があります。例えば、含有率 1%未満(特定第一種化学物質の場合は 0.1%未満)であれば記載が必須ではないなど。

これに対して、MSDSplus Ver.4.0 の管理対象物質リストでは危険有害性の高い物質として、次のような法規、基準類の対象物質について含有情報を伝達するように規定しています。

必須の報告対象物質は、化審法の第一種特定化学物質、安衛法の製造禁止物質、毒劇物法の特定毒物、RoHS 指令、ELV 指令、CLP 規則 付属書 VI Table3.2 CMR-Cat.1,2、REACH 規則 付属書 XVII(制限対象物質(CLP(付属書 VI Table3.2 CMR-Cat.1,2 を除く))、REACH 規則 認可対象候補物質(SVHC)、POPs規則 Annex I、ESIS での PBT、GADSL、JIG に該当する物質を規定しています。そして濃度によらず「意図して添加(使用)した物質」と「何らかの方法で含有する情報が既知である物質」を記載するように求めています。

2)川上メーカーには必要な情報を含んだMSDSplusを発行するよう要求してください。ただし、秘密情報やノウハウに関しては、守秘契約など各社個別に対応してください JAMP としては、MSDSplus について、「製品中に管理対象物質を『意図して添加している』または『何らかの方法で含有が既知』という情報がある場合について情報提供」をお願いしています。したがって、「情報を受け取る側で、多くの川上メーカーからの情報を集めて AIS を作成する作業を円滑かつ速やかに行なうために、なるべく速やかにその時点で知りえている情報に基づいて MSDSplus を作成し、情報を伝達するように」、川上メーカーに求めてください。

6-2. AIS の作成

AIS 作成の概略は以下の通り。

具体的な入力手順は、JAMP 発行の“JAMP AIS 作成手順書”および“JAMP AIS 入力支援ツール Ver.4.0 操作説明書”に示されている。また、「材質分類」については“JAMP AIS 材質分類リスト(Ver.2.0)”に解説されている。今回、補足として電線業界用に解説を加えたので、本ガイドンス附属書“AIS 作成マニュアル”も参照のこと。

- ①担当部門や依頼者、製品名等の情報を入力する。
- ②対象製品の構成要素毎に、材質・報告物質・該当法令等の情報を入力する。

入手したMSDS、MSDSplus や AIS の記載情報に、自社で保有・蓄積している知見などを加えて、適切に記述する。

[補足]

- 1)入力にあたり、下記用語について解説する。

(なお、下記用語は“JAMP での定義”を電線業界用に解説したものである。)

成形品：完成した製品そのもの。

階層：電線・ケーブルのような「原部品」の場合は記入不要。この欄はより複雑な(複数の「原部品」から構成される)成形品の場合に利用される。

部品：電線の構成要素(導体、絶縁体、シース等)。どの部位を示しているかを特定する名称。

材質：成形品を構成する各部分を均質材質として区分。用途は「材質分類」の「材質用途」より、名称は「材質分類」より、もっとも適切なものを選択する。

用途：一般的材質 — 母材、被覆、付着剤、はんだ接合、内包剤

表面処理 — めっき、溶射、化成処理、PVD、CVD、塗装、マーキング

名称：AIS で情報開示する材質に関する分類

物質：各材質に含有される物質を特定する。「報告物質」に該当する物質が MSDS や MSDSplus に記載されている場合、物質名を選択する。

- 2)RoHS 指令や ELV 指令に関して MSDSplus に情報が記載されていれば、その情報を基に AIS を記述してください。

[解説]

- 1)構成要素毎の報告は、「物質／混合物(調剤)を成形品に変換する際の化学物質管理が重要」という考えからくるものです。また、REACH 規則ガイドンス「成形品中の物質の要件に関するガイドンス(第2版 2011年4月発行)」に対して「成形品あたりではなく、さらに小さい単位での含有判定が必要」と要望する国もあります。更に RoHS 指令や ELV 指令については、均質材質による判定が規定されています。

- 2) 用途／名称等は、川下ユーザーでの材質や使用用途の理解を助け、リサイクルや環境配慮の検討に資する情報として活用できるようにするためのものです。
- 3) 入力データを集計し、製品中の報告物質名・濃度等を確認の上、「組成成分情報に関する宣言」に適切なものを選択する。

[補足]

当該製品に報告物質が全くなかった場合、「報告物質がない」のか、「不明なので未記入」なのかを明示的に示すため、上記宣言を使用します。

6-3. AIS の提出・保管・維持

AIS の提出は、事前に川下ユーザーと提出形態(基本的には XML ファイル(電子データ)を確認して対処すること。

AIS は適切に保管するとともに、内容に変更があれば適時改訂し管理する。

提出した AIS は 10 年間保管する(REACH 規則 36 条 1 項では、「REACH 規則の義務履行のための情報は 10 年保管すること」とあります)。

[補足]

1) AIS のデータは必ず受取側で転載されるので、記述内容のプロテクトは基本的に不可能です。従って、AIS を提出する際には、XML ファイルを“書き込み禁止”にするなどの処置をしておく必要があります。

2) AIS 入力支援ツールでは、AIS データを一定の書式で印刷することはできません。また、JAMP では、AIS が XML ファイル(電子データ)の形で流通されることを期待しています。

7. その他

7-1. 守秘契約等について

JAMP では「秘密にしなくても良い物質の情報を自ら進んで伝達する」としている。川上メーカーからの情報開示が守秘契約に基づくもの、あるいは川上メーカーから情報伝達の制限を受けているものであるならば、川下ユーザーへの開示範囲は川上メーカーとの十分な議論と確認が必要である。また AIS に開示したくない情報(製造工程に関する秘密情報や使用材料自体がノウハウなど)を含む場合は、提出先との十分な事前協議が必要である。(基本的に、川下ユーザーとの守秘契約の締結が望ましい。)

7-2. 消費者からの情報要求について

REACH 規則では、消費者からの情報要求があった場合、当該成形品を製造または輸入した EU 域内事業者は 45 日以内に無償で情報提供することが求められている。このことから、川下ユーザーからの情報要求があった場合に迅速に対応できるよう、根拠となった MSDS、MSDSplus や AIS 等の資料を準備しておく方が望ましい。

7-3. 安全に関する情報収集

川下ユーザーからの用途、条件等の情報を収集し、それが想定する使用範囲を逸脱する場合は製品が安全に使用できるよう情報発信すること。また、自社や川下ユーザーでの用途が川上メーカーに暴露シナリオとして想定されていない場合は、川上メーカーへ情報発信すること。

また、川上メーカーからの情報に基づき、特記すべき事項があれば「5. その他の情報」欄に記述すること。

以上

付表1. 用語解説

用語	意味
REACH 規則	REGULATION (EC) No.1907/2006 Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals (化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する欧州規則)
ECHA	European Chemicals Agency (欧州化学品庁)
JAMP	Joint Article Management Promotion-consortium (アーティクルマネジメント推進協議会) サプライチェーンにおける製品含有化学物質の適正な管理及び円滑な情報の開示を促進し、もって産業の国際的な競争力確保に寄与することを目的とし、①製品含有化学物質管理ガイドラインの作成・検証、②AIS の作成・検証、③管理ガイドラインおよび AIS の普及、④製品含有化学物質情報基盤の整備および推進、等に取り組んでいる組織。
製品含有化学物質管理ガイドライン	JAMP と JGPSSI によって作成された「製品含有化学物質管理ガイドライン」。 (http://www.jamp-info.com/glsystem/index.html)
JGPSSI	Japan Green Procurement Survey Standardization Initiative (グリーン調達調査共通化協議会) グリーン調達調査の共通化を目指して調査対象リストおよび回答フォーマットを共通化することでグリーン調達調査にかかる調査労力を軽減し、回答情報の精度向上を目的とした協議会。
MSDS	Material Safty Data Sheet (化学物質等安全データシート または 製品安全データシート) 化学物質を扱う事業者に対して、環境と健康の保護及び作業上の安全に関する必要な措置をとることができるように作成され・提供される書面。労働安全衛生法(安衛法)・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法、いわゆる PRTR 法)・毒物及び劇物取締法(毒劇法)で MSDS の提供が義務化されている。
JAMP MSDSplus ※本文中、MSDSplus と略す	JAMP が作成した、化学物質および混合物(調剤)に関し MSDS を補完して、AIS を作成するために必要な、化学物質情報を伝達するための情報記述フォーマット。 (http://www.jamp-info.com/glmsds/)
JAMP AIS ※本文中、AIS と略す	JAMP が作成した、成型品が含有する化学物質情報を開示・伝達するための情報記述フォーマット。“アーティクル情報記述シート(Article Information Sheet)” (http://www.jamp-info.com/glais/)
認可対象候補物質 (SVHC)	Substances of Very High Concern REACH 規則 59 条の手続きにより定められる物質であり、REACH 規則 57 条で規定される特性(重篤な、「発癌性、変異原性、生殖毒性、難分解性、生物蓄積性、毒性など」が懸念される特性)を持つ物質から選定される。 この中から認可対象物質が選定される。SVHC が公表された段階から、「成形品中に SVHC を含有する場合はその情報等を受領者に伝達しなければならない」などの義務が発生する。「高懸念物質」と訳される場合もある。

用語	意味
成形品に含まれる物質に関する要求事項についてのガイダンス (第2版) (2011年4月発行)	Guidance on requirements for substances in articles REACH 規則のガイダンスの 1 つ。成形品の定義と物質・混合物(調剤)との区分、意図的放出の解釈、SVHC 濃度の決定等が記載されている。 (2008年5月版が公開されるまでは“RIP3.8”というプロジェクト名で呼称されたモノ) (http://reach.jrc.it/docs/guidance_document/articles_en.pdf)
RoHS 指令	Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment 「電気および電子機器へのある種の有害性物質の使用の制限に関する指令」 (2002/95/EC) 2013年1月2日まで有効
改正 RoHS 指令	Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment 「電気および電子機器へのある種の有害性物質の使用の制限に関する指令」 (2011/65/EU) 2013年1月3日より有効
ELV 指令	End-of-Life Vehicles 「耐用年数に達した車両に関する指令」(2000/53/EC)
CLP 規則 付属書 VI Table3.2 CMR-Cat.1,2	REGULATION(EC) No.1272/2008 Classification, Labeling and Packaging of substances and mixtures 物質と混合物(調剤)の分類、表示、包装に関する規制。 67/548/EEC の付属書 I を引き継ぎ、発がん性(C)、変異原性(M)、生殖毒性(R)の Category1 又は Category2 に分類された物質が収載されている。これらの物質は REACH 規則 57 条で認可対象物質の要件を有するものとされています。
REACH 規則 付属書 XVII	76/769/EEC「ある種の危険な物質および調剤の上市と使用の制限に関する指令」を引き継いだ、制限対象物質リスト。
ESIS PBT	EU が PBT(Persistent Bioaccumulative and Toxic 難分解性、生体蓄積性及び毒性)や vPvB(very Persistent and very Bioaccumulative 極めて難分解性で高い生体蓄積性)などに該当すると判定した物質。ESIS(European chemical Substances Information System)の PBT リストとして公開されている。
IMDS	International Material Data System 自動車を構成する材料および含有物質情報を収集するためのシステムで、欧州の ELV 指令に対応するため、1998年に欧米の自動車メーカー8社及び EDS 社の共同プロジェクトにより開発された。
GADSL	Global Automotive Declarable Substance List 全世界の自動車メーカーにおける申告対象物質の統一化を目標に日欧米 3 極の化学工業会、自動車部品工業会・自動車工業会の共同で作成された IMDS で使用されている申告物質リスト。

用語	意味
JIG	<p>Joint Industry Guide for material composition declaration for Electronic Products JGPSSI、CEA、DIGITALEUROPE、IPC、ITI、EIA、JEDEC、TIA 承認の元に発行した製品含有化学物質情報開示に関するガイドライン。発行元は CEA。JGPSSI は和訳版として、「電気・電子機器製品に関する含有化学物質情報開示 ジョイント・インダストリー・ガイドライン(JIG)」を発行している。</p>
CAS 番号 (CAS Number)	<p>米国化学会 (American Chemical Society) の一部門である化学情報サービス機関 (Chemical Abstracts Service: CAS) が、化学物質に付与している番号。</p>
原部品	<p>化学物質／混合物(調剤)から、化学物質の含有量が固定される成形・乾燥・加熱・塗布等の製造工程を経て製造された最初の成形品。</p>
POPs規則	<p>Persistent Organic Pollutants (残留性有機汚染物質)。 環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念される PCB、DDT 等の残留性有機汚染物質の製造及び使用の廃絶、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を条約締結国が協調して行う規定。 (ストックホルム条約)</p>

○改訂履歴

2008.11.20	初版	電線工業会 総合政策部会で承認され、発行
2008.12.24	第2版	JAMP MSDSplus および AIS が ver.2.0 から ver.3.0 に改訂されたので、これに対応 JAMP 管理ガイド委員会からの初版に対する意見に対応(JAMP 意見書を参照)
2009.03.27	第3版	JAMP 管理ガイド委員会の審議結果に対応し、“業界としての基本姿勢”の表現を 変更(第5回 REACH 研究会資料参照) JAMP 推奨の取得
2010.10.08	第4版	・SVHC が増えたことによる JAMP 管理対象物質や JAMP MSDSplus、JAMP AIS の改訂に伴い、本ガイダンスも改訂する。 ・CLP 規則を引用することに伴い、“調剤”⇒“混合物(調剤)”と併記する。 ・梱包材は本ガイダンスの適用範囲外とし、“JAMP ガイダンス参照”とする。
2012.01.25	第5版	JAMP MSDSplus および AIS が Ver.4.0 に改訂されたので、これに対応。

今回のJAMP管理対象物質改訂の概要 (Ver.2.050→Ver.3.000)

(JAMP 管理対象物質 Ver.3.000 説明書より引用)

- 1) EU05 SVHC(Candidate List) 2011年12月19日公表分までを反映
- 2) 認可物質と区別するために新ツール標記として、EU05 SVHC 物質を C フラグ表示
また、EU05 SVHC から認可物質収載された物質を区別するため、2011/2/25 に SVHC 物質の中から
6物質が Annex XIV(認可物質)に収載された物質を新ツール標記として、A フラグ表示とした。
(A フラグ表示物質は SVHC 物質にも該当している。)
- 3) IA02 JIG-101 Ed4.0 を反映
フラグ表示も JIG-101 Ed4.0 に準じて、R、A、I とした。
- 4) EU04 REACH AnnexXVII:2011/5/20 までを反映
- 5) EU06 POPs規則 Annex I 追加
REACH AnnexXVII(制限物質)が改正され規制物質の一部が POPs規則に移行されたために、EU
の POPs 規則を新規の管理対象基準として追加。
(850-2004-EC(POPs Annex I))
- 6) IA01 GADSL 2011/11/1 改訂版 Version1.1 を反映
- 7) ポリ塩化ビニル(PVC)の削除
PVC は材質として情報伝達できるため、管理対象物質としては不要と判断し削除。
- 8) JAMP-SN 物質を2物質追加
DBT 群を JAMP-SN0072、DOT 群を JAMP-SN0073 として追加。